

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会ボランティアセンター設置規程

平成18年7月19日

規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条の規定に基づき社会福祉法人笠間市社会福祉協議会ボランティアセンター設置に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 このボランティアセンターの名称は、笠間市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動の相談及び連絡調整に関すること
- (2) ボランティア活動の啓発、推進に関すること
- (3) 善意金品等の預託及び払い出しに関すること
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(運営委員会)

第4条 センター事業の円滑な推進を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、別に定める。

(預託金)

第5条 善意銀行への預託金については、常に明らかにし年1回理事会、評議員会に報告しなければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については本会の会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。